

船舶事故等調査報告書

平成21年11月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第7号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成20年8月20日 07時50分ごろ	
発生場所	大分県佐伯市鶴見大島の東海岸 元ノ間灯標から真方位030° 1,800m付近（概位 北緯32° 57.8′ 東経132° 04.8′）	
事故等調査の経過	平成21年1月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船船番号、船舶所有者等 乗組員等に関する情報 死傷者等 損傷</p> <p>漁船 第三十八^{しんえい}新栄丸、19トン MZ2-10340（漁船登録番号）、個人所有 船長、一級小型船舶操縦士 なし バルバスバウの破口、正船首甲板の圧損</p>	
事故等の経過	<p>本船は、豊後水道海域において、まき網漁業に従事して一晩操業を繰り返す運搬船で、船長が単独で乗り組み、網船、灯船2隻及び別の運搬船とともに、平成20年8月19日夕方佐伯市松浦漁港を出港し、鶴御崎南東沖で操業した。</p> <p>翌20日07時00分ごろ船長は、漁場を発進して帰途につき、大分県元ノ間海峡に向かって約10ノット（kn）の対水速力で自動操舵によって北西進中、踏み台に腰掛けていたところ居眠りに陥って航行し、平成20年8月20日07時50分ごろ、鶴見大島の東海岸に乗り揚げた。</p> <p>本船は、自力で離礁後、ゆっくり帰航し、修理のために上架された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風 弱い南寄り、視界 良好 海象：波高 約1m、潮流 約1knの北流</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり なし なし</p> <p>次のような可能性があると考えられる。 本船は、事故発生時、運搬業務をせず、専ら裏漕ぎを行っていた。 船長は、事故発生時、睡眠時間が日に約4～5時間で、慢性的な睡眠不足を感じていた。 船長は、眠気を感じたとき、インスタントコーヒーなどの眠気防止飲料を飲むこと、歯磨きをすること、風に当たること、顔を洗うこと、ガムを噛むこと、又は電話で会話をすることなどの居眠り防止措置を行って眠気を防止してきたが、本事故発生時には何らの居眠り防止措置をとらなかった。 船長は、漁場発進後40分前後経過したころ、踏み台に腰掛けたまま居眠りに陥った。</p>

原因	本事故は、本船が元ノ間海峡東方沖を北西進中、船長が居眠りに陥ったため、鶴見大橋の東海岸に向けて航行し、同海岸に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。
----	--